

メゾンエクレーレニュー昭島自治会会則

第1章 総 則

第1条 (名 称)

1. 本会は昭島市メゾンエクレーレニュー昭島自治会(以下「本会」と称す)とし、事務所は会長宅に置く。

第2章 会 員

第2条 (会 員)

1. 本会はメゾンエクレーレニュー昭島に居住する世帯を会員とする。
2. 会員は平等に本会の利益を受けることができる。また会員は本会の目的を達成するために努力しなければならない。

第3章 目 的

第3条 (目 的)

1. 本会は会員相互の親睦を図り、円満かつ明るい住みよい町づくりと併せて交通安全と防犯活動および青少年の健全などに寄与することを目的とする。

第4章 役 員

第4条 (役 員)

1. 本会には次の役員を置く。
 - ① 会長 1名
 - ② 副会長 4名
 - ③ 顧問(管理組合理事長) 1名
 - ④ 会計 1名
 - ⑤ 会計監査 1名
 - ⑥ 組長 各階より1名
2. 他に必要と認めた場合は役員会で立案し総会において承認決定する。

第5条 (年度および任期)

1. 会の年度は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
2. 会長・副会長の任期は2年とする。ただし、副会長4名の内2名は会長交替時をまたがる期間とする。他は1年とする。顧問の任期は理事長任期の年とする。
3. 補欠で就任した役員の任期は残余期間とする。

第6条(役員選出の方法)

1. 会長は、会員の推薦または立候補にもとづき、総会において選出する。
2. 副会長・会計・会計監査は、会長が指名し総会の承認を得る。
ただし、副会長4名のうち2名は組長の中から選出する。
3. 組長は各階単位に選出する。選出方法は各階(組)の任意とする。
4. 副会長が会長に就任した場合、副会長1名が欠員となるのでその時点で補充をおこなう。

第5章 役員 の 任 務

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは会長の代理をする。
メゾン自治会及び15ブロックの各種行事の責任者としてその運営を行う。
①メゾン祭 ②15ブロック運動会 ③15ブロック納涼踊 ④青少年地区委員
3. 会計は本会の会計事務一切を担当する。
4. 会計監査は、年1回、3月に本会会計業務を監査する。ただし必要と認めた場合は随時これをおこなう。
5. 組長は、本会組内の連絡を掌理し、本会構成上の必要業務活動を行う。

第6章 会 議

第8条（会 議）本会には、次の会議を設け、会長がこれを招集する。

1. 定期総会は、毎年4月に行う。
① 過年度の事業報告及び会計報告 ② 次年度役員選出 ③ 次年度の事業計画案及び会計予算案の承認 ④ その他、必要な事項
2. 臨時総会は会務として必要を認めたときに行う。
3. 役員会は、原則として月1回行う。
4. 総会は、会員の過半数の出席を以って成立する。この場合委任状は出席数に含める。

第9条（議 決）

1. 総ての会議における議決は、出席人員の過半数で決し、賛否同数のときは議長がこれを議決する。
2. 委任状の議決権参加はこれを認めない。

第7章 会 計

第10条（収 入）

1. 本会の収入は会費および寄附ならびにその他の収入をもってこれに当てる。

第11条（承 認）

1. 本会の会計は、金銭出納簿などにより収支状況を明確にし、かつ必要書類を保存し、年度毎に会計監査ならびに総会に報告し、承認を得なければならない。

第12条（支 出）

1. 会計支出は予算にもとづき、会長の承認を得て会計がこれを行う。

第13条（会 費）

1. 本会の会費は、会員1世帯当たり月額200円とする。
2. 会費は、4月と10月にそれぞれ半年分を納入するものとし、各組ごとに組長が集金して会計に納入する。ただし4月に年額を一括納入することができる。

第8章 弔慰見舞金

第14条 (弔慰金・見舞金)

1. 会員及びその同居家族の中より死亡者のあった時は次のとおり弔慰・見舞金を支出する。

①会員及び配偶者死亡の場合	5,000 円
②家族死亡の場合	3,000 円
2. その他特別な事態により弔慰見舞金を必要とするときは、都度役員会で決定し支出する。

第9章 会則の改正

第15条 (会則の改正)

1. 会則の改正は、本会の総会の議決を経てこれを行う。

付 則

1. この会則は、昭和59年11月18日より施行する
2. この会則は、昭和61年4月20日より一部改正する。
3. この会則は、平成5年4月25日より一部改正する。